

令和4年9月13日

共 産 党

18歳までの医療費無償化において所得制限や自己負担を設けないよう求める意見書（案）

子どもの医療費は、現在、東京都内では23区と府中市を含む一部市町村において、中学生まで完全無償化となっている。

一方、東京都の制度では所得制限を設けており、自治体間の格差が課題となっている。

今般、東京都は、令和5年度から中学生までの医療費助成を高校生まで拡大する方針を示したものの、所得制限は残されている。

特別区長会は令和4年6月21日、東京都の新たな方針に対し、各区が自主財源を上乗せし、令和5年度から所得制限を設けずに18歳までの医療費を無償化する方針を明らかにした。

子どもの医療費が18歳まで無償化されることは大事な前進である。しかし、財政力の弱い多摩・島しょの市町村では、所得制限や自己負担が残ることになる。東京都が子育て支援策と位置付けて行う事業である以上、東京都が財源を負担すべきである。

よって、板橋区議会は、東京都に対し、18歳までの医療費無償化において所得制限や自己負担を設けないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

東京都板橋区議会議長名

東京都知事宛